

事 務 連 絡

平成30年2月7日

津山市指定地域密着型サービス事業者 様

津山市 環境福祉部
社会福祉事務所 高齢介護課長

平成30年度介護職員処遇改善加算に係る計画書等の提出について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、介護保険事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算について、平成30年度に当該加算を算定する場合は処遇改善計画の提出が必要となります。

つきましては、別紙のとおり当該計画を平成30年2月28日までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、津山市以外の指定を受けている事業所はそれぞれの指定権者に提出する必要があります。

介護職員処遇改善加算のホームページ

<https://www.city.tsuyama.lg.jp/life/index2.php?id=6466>

加算見込額については、平成30年1月26日（金）の第158回社会保障審議会介護給付費分科会において、平成30年度の報酬単価（案）が公表されておりますので、平成30年度の当該加算の見込額算定の参考としてください。

平成30年度の報酬単価は、下記に記載した厚生労働省ホームページで御確認ください。

なお、既に、平成29年度の報酬単価をもって計画書等を作成（提出）している場合は、再作成（再提出）までは不要です

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192309.html>

問い合わせ先

津山市 環境福祉部
社会福祉事務所 高齢介護課
tel:0868-32-2070
fax:0868-32-2153
担当：影山・有元・甲本

平成30年度介護職員処遇改善加算に係る計画等の提出について

1. 提出期限について

平成30年2月28日（水）17時15分必着でご提出ください。

2. 提出書類について

①介護職員処遇改善加算届出書（別紙様式3又は4）

※複数の介護サービス事業所を有する場合は別紙様式4、それ以外は別紙3を提出。

②介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）

③労働保険に加入していることが確認できる書類

※直近の保険料納入証明書等

④就業規則等（給与規程等を別に作成されている場合は給与規程も）

※以前の届出（あるいは変更届）から変更がない場合は、申立書の提出により省略可能。

⑤誓約書

※算定日が属する月の前12月間において、労働基準法等の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられておらず、今後もそれらの関係法令等を遵守する及び当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われており、今後も納付を適正に行う旨の誓約書。

⑥介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所一覧表）

（別紙様式2（添付書類1））

⑦介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）

（別紙様式2（添付書類2））

⑧介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）

（別紙様式2（添付書類3））

⑨介護職員処遇改善加算届出書チェックリスト（別紙様式10）

【法人が有する介護サービス事業所の指定権者が津山市のみの場合】

上記①から⑥と⑨を提出

（法人が有する介護サービス事業所が一つの場合は⑥の事業所一覧表 は不要）

【法人が有する介護サービス事業所の指定権者が県内複数の場合】

上記①から⑦と⑨を提出

【法人が有する介護サービス事業所が複数の都道府県に所在する場合】

上記①から⑨を提出